



平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 橋本 裕一
(コード番号 6754 東証第一部)
問合せ先 取締役・執行役員(経営企画総括)
谷合 俊澄
(TEL 046-296-6507)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかり、企業価値を向上させることを目的として、本年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会において承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 移行の背景

当社は従来より、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と認識し、独立社外取締役 3 名および独立社外監査役 2 名の選任に加え、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を中心に構成される「指名委員会」および「報酬委員会」を設置し、透明性およびアカウンタビリティの確保に努めてまいりました。

これらの取組みの進化形として、「指名委員会」および「報酬委員会」の設置の取組みを継続しつつ、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設される「監査等委員会設置会社」を選択し、「監査等委員会」を設置して監査・監督機能の強化をはかることとしました。

2. 移行の理由

- ① 連結海外売上比率や外国人株主持株比率が高い現状(*)を踏まえ、グローバルな視点から理解を得やすいガバナンス体制を志向して企業価値の向上に取り組んできたこと
(*2013 年度 連結海外売上比率 70.4%、2014 年 9 月末現在 外国人株主持株比率 42.3%)
- ② 希少な独立社外役員を集約し取締役会の構成員とすることで、取締役会における社外取締役の比率を高め、より一層の透明性の向上や株主の視点を踏まえた議論の活発化が期待できると判断したこと
- ③ 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化につながると判断したこと

3. 移行の時期

本年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

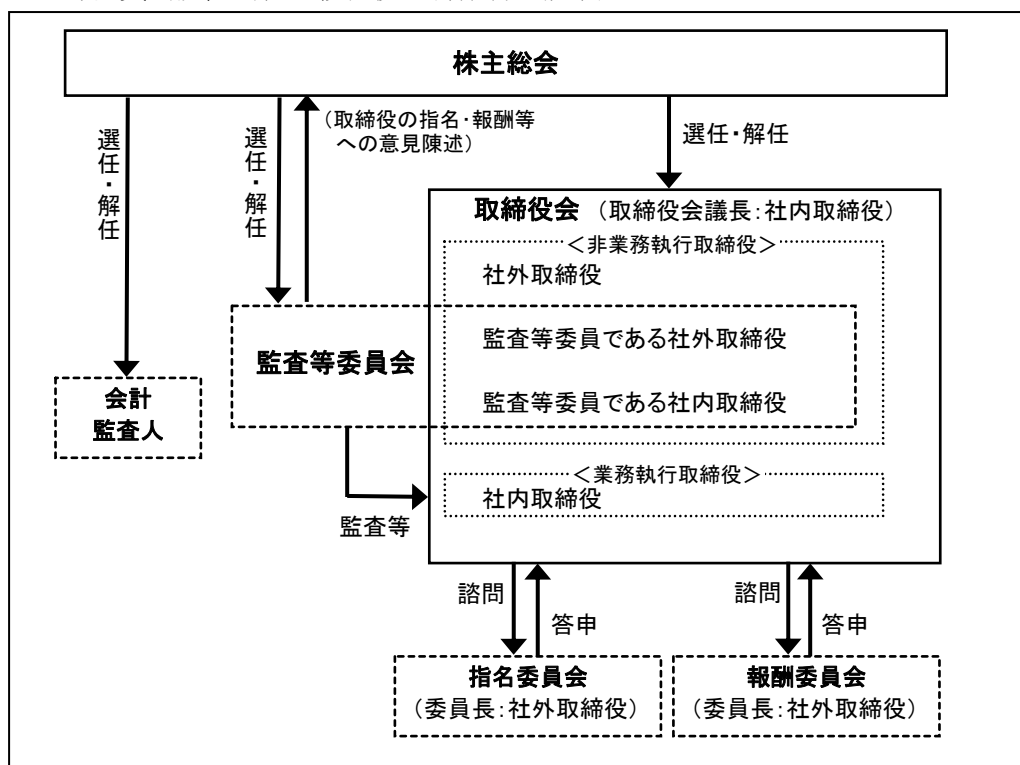
4. その他

定款変更の内容ならびに新体制、役員等を含む移行の詳細については現時点で未定であり、今後具体的に検討してまいります。詳細について決まり次第お知らせいたします。

以 上

(ご参考)

- ・ 監査等委員会設置会社へ移行後の新体制の概略図



- ・ 現在の取締役総数 8名 (うち独立社外取締役 3名)
- ・ 現在の監査役総数 4名 (うち独立社外監査役 2名)